

☆☆☆ 生徒支援だより 4月号

結繋～きずな～

令和8年 4月23日発行
府中町立府中緑ヶ丘中学校
生徒支援部 ☆☆☆

進級・入学おめでとうございます！

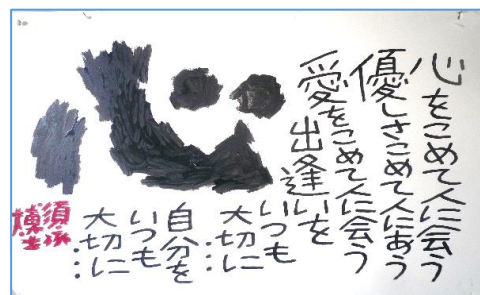
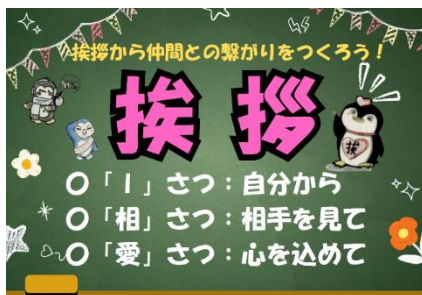
新年度が始まりました。入学、進級おめでとうございます。

さて、4月9日（木）の入学式では、新入生232名を迎えました。今年進級した2年生が204名、3年生が198名で新入生を合わせると全校生徒は634名となりました。多くの人が新しい環境での第一歩を踏み出す季節、春。学校生活やその他の場所で仲間とのさまざまな出会いが待っています。

仲間とともに行事や学校行事等に取り組む中で、心を「繋ぎ」、「結びつき」、仲間との「絆」を深め、自分や仲間が成長していきたいと願いを込めてこの生徒支援のタイトルは「結繋～きずな～」としています。学校生活の中で、生徒の頑張っている姿や保護者の皆様と共有しておきたい内容を発信していこうと思っています。学校での学びを伝えることで、家庭や普段の生活に生かし、この支援だよりが学校と生徒、学校と家庭が繋がるためのツールになりたいと考えています。

【緑中三訓】

- * 時を守り
- * 場を清め
- * 礼を正す



【保護者の皆様へ】

新入生の保護者の皆様、ご入学おめでとうございます。お子様の成長を心からお祝い申し上げます。並びに2・3年生の保護者の皆様、昨年度も府中緑ヶ丘中学校の教育活動へのご理解とご協力を賜り、ありがとうございました。私たち教職員も気持ちを新たに日々の教育活動に励んでいきますので、今年度もよろしくお願い申し上げます。

この生徒支援だよりは、保護者、地域の皆様とともに生徒の健全な育成を目指して毎月発行しています。お知らせや、生徒の様子で気になることなども記載することがありますので、お子様と一緒に目を通していただくと幸いです。

令和8年度府中緑ヶ丘中学校の取組

生徒支援部として今年度掲げることがあります。それは、

府中緑ヶ丘中学校は

「いじめ見逃し0」を目指します！

いじめとは「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、**当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じている**のものをいう。」と法律で定められています。授業やそのほかの学校での活動全体を通して、いじめが起こらない。起こさせない取組も継続して行っていますが、これまでのケースを振り返ると「大事（おおごと）にしてほしくないから言わなかった」という声が、被害者からもその周りからも聞かれることがありました。そこで生徒指導対応規程の「いじめ」への指導内容を変更しました。

【旧生徒指導対応規程】

2	いじめ	いじめ（加害者）	継続的な指導 または 特別な指導 I	(1) 別室にて事実確認及び説諭、反省文記入 (2) 保護者連絡（概要・来校日時決定） (3) 五者面談（生徒・保護者・担任・学年主任・生徒指導主事） (4) 管理職説諭（場合により五者面談に加わる） (5) 謝罪（生徒及び保護者で被害者へ謝罪） (6) 継続指導 ※周辺の生徒への指導を加える。 ※加害生徒へ指導する前に、被害生徒・保護者の訴えを十分に聞きとり、第一に被害生徒の心のケアへ取り組む
---	-----	----------	--------------------------	---

【新生徒指導対応規程】

2	いじめ	いじめ（加害者）	原則 継続的な指導 または 特別な指導 I	(1) 別室にて事実確認及び説諭、反省文記入 (2) 保護者連絡（概要・来校日時決定） (3) 五者面談（生徒・保護者・担任・学年主任・生徒指導主事） (4) 管理職説諭（場合により五者面談に加わる） (5) 謝罪（生徒及び保護者で被害者へ謝罪） (6) 継続指導 ※周辺の生徒への指導を加える。 ※加害生徒へ指導する前に、被害生徒・保護者の訴えを十分に聞きとり、第一に被害生徒の心のケアを最優先しながら（3）以降は柔軟に対応する
---	-----	----------	---------------------------------------	---

【変更点】

いじめへの対応に「原則」
「被害生徒の心のケアを最優先にし、柔軟に対応」と明記

【ねらい①生徒の意識改革】

いじめと訴えると「大事になる」という認識を改め、被害生徒自身も目撃者も近くの人に伝えやすくなること。

【ねらい②教員の意識改革】

いじめという言葉の重みを軽減し、「初期のいじめ（いじめの芽）」から積極的な指導や取り組みにつなげる。訴えがあれば必ず指導するというわけではなく、被害生徒や保護者の思いを大切にします。

現在広島県では、「いじめの積極的認知」が進められています。令和6年度時点では、他県と比べていじめの認知件数が少ない状況にあります。これは「いじめが少ない」という肯定的評価ができる一方で、「本来いじめであるものをいじめとして認知できていない」という評価もできます。私たちは、「いじめ見逃し0」を掲げることで、「いじめの認知件数」が多くなったとしても、「苦しんでいる生徒をしっかりと救える学校」を目指したいです。些細なことでもよいので気になることがありましたら学校までご連絡やご相談ください。

もう1点、保護者の皆様へご協力をお願いしたいことがあります。それは、SNSにかかわるトラブルについてです。本校でも毎年「非行防止教室」の一環としてSNSがらみのトラブルについてKDDIをお招きして注意喚起と生徒に考えさせる場を設定しております。（今年度は6月初旬に設定）また、SSTの授業の中でもスマートフォン等の使い方について学習しています。しかし、近年全国的にSNSのトラブルが多発し本校でも毎年SNSがらみのトラブルが後を絶ちません。そして、SNSのトラブルは学校では対応することが難しい事案が多いです。また、スマートフォンに関しては学校が支給しているわけでも、推奨しているわけでもありませんので、保護者の責任で管理をお願いします。以上のことから、生徒指導対応規程に以下の項目を追加し明記させていただきました。

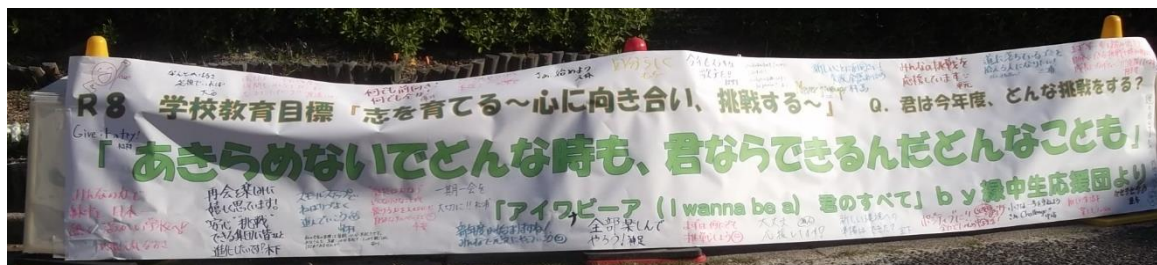
学校外での生活に関わってSNS上で発生するトラブルについては、管理責任者である保護者が対応する。学校は保護者の相談に応じ警察及び法務局など関係機関を紹介する。

※SNSは、グループ内の者しか内容を把握できないことも多く、そこで起こったことを学校が把握して対応することは大変難しく、またその内容も、法律に違反する内容や、民事上の賠償責任を負うことになりかねないケースもあり、現状としては、それらのトラブルを学校がすべての責任をもって解決するのは困難なため。ただし、学校で生じたいじめ等に関わるSNS上でのトラブルについてはこれまで同様学校で対応する。
※そのほか学校は非行防止教室、SSTの授業等で啓発とスキルトレーニングに努める。

4月10日(金)に行われた全校オリエンテーションでは、新入生への歓迎のあいさつやクイズなどを執行部が考えてくれて、新入生を迎えました。一日の流れをまとめた動画も流してくれて、1年生にもわかりやすい内容となりました。



生徒の皆さんへ、「志を育てる～心に向き合い、挑戦する」が今年度の緑ヶ丘中学校の学校教育目標です。新しい1年のスタートを前に「頑張ろう！」という思いを抱いている人が多いですね。そんな皆さんのがんばろうという思いを大切にしたいです。時には疲れることもあるでしょう。そんな時は素直にそれを伝えてみてください。時にはうまくいかないこともあります。でもそこで「悩むこと」も頑張っている証拠。私たち教職員がそのそばで応援しています。一緒に、笑い・泣き・悩みながら成長していく1年にしよう！！「アイワナビア君のすべて！！」



インターネット上の書き込みなどに関する相談・通報窓口のご案内

対面 電話 メール チャット SNS 左記マーク以外は各機関のWebフォームから相談

インターネット上の誹謗中傷やプライバシー侵害等のトラブルにあった

インターネット上の違法・有害情報を見つけた

解決策について相談したい

悩みや不安について話をしたい

違法薬物の販売情報、違法なわいせつ画像、児童ポルノ、爆発物・銃砲等の製造、殺人や強盗等の犯罪行為の請負・仲介・誘引、自殺の誘引・勧誘などを通報したい

心のSOS まもろうよこころ(厚生労働省)
www.mhlw.go.jp/mamorouyokokoro
 生きるのがつらいほどの悩みや不安を抱えている方に対して、気軽に相談できる窓口を紹介しています。

どうしたらよいか分からない

ネット上の書き込み・画像を削除したい

書き込んだ相手に損害賠償を求めたい

身の危険を感じている／脅迫されている・犯人の捜査、処罰を求めたい

弁護士
または

法的トラブル解決のための「総合案内所」 法テラス

☎0570-078374 www.houterasu.or.jp

問合せ内容に応じて解決に役立つ法制度や相談窓口に関する情報を案内します。経済的に余裕のない方を対象に無料の法律相談や弁護士費用等を立て替える制度があります(要件確認あり)。

サイバー犯罪の情報提供、相談窓口

警察または居住地のサイバー犯罪相談窓口

www.npa.go.jp/cyber/soudan.html

ネットトラブルの専門家に相談したい

人権問題の専門機関に相談したい

プロバイダ等に削除を促してほしい(民間機関)

有害情報も通報したい(民間機関)

迅速な助言
違法・有害情報相談センター(総務省)

www.ihaho.jp
 相談者自身で行う削除依頼の方法などを迅速にアドバイスします。インターネットに関する技術や制度等の専門知識や経験を有する相談員が、人権侵害に限らず、様々な事案に対して幅広くアドバイスします。

削除要請・助言
人権相談(法務省)

 人権インターネットセンター 人権を守る会
 ☎0570-003-110
www.jinken.go.jp
 相談者自身で行う削除依頼の方法などの助言に加え、法務局が事案に応じてプロバイダ等に対する削除要請[※]を行います。
※削除要請は専門的な知見を有する法務局が違法性を判断した上で行うものでありこの判断には時間を要する場合があります。

プロバイダへの連絡
誹謗中傷ホットライン

www.saferinternet.or.jp/bullying/
 インターネット上の誹謗中傷について連絡を受け付け、一定の基準に該当すると判断したものは、国内外のプロバイダに各社の利用規約等に沿った対応を促す連絡を行います。

迅速な削除の要請
セーフライン

www.safe-line.jp
 インターネット上の違法情報や有害情報の通報を受け付け、国内外のサイトへの削除の要請や、警察等への通報を行います。リベンジポルノの被害に遭われた方、いじめの動画の通報も受け付けています。

サイトへの削除依頼
インターネット・ホットラインセンター(警察庁)

www.internethotline.jp
 インターネット上の違法情報及び重要犯罪密着関連情報、自殺誘引等情報の通報を受け付け、ガイドラインに基づいて該当性の判断を行い、警察への情報提供とサイトへの削除依頼をします。

※上記機関以外に、一般的な情報セキュリティ(主にウイルスや不正アクセス)に関する技術的な相談に対してアドバイスを提供する窓口としてIPA「[情報セキュリティ安心相談窓口](#)」があります。

※上記のほか、学校や地方公共団体にある相談窓口も活用してください。